

改正 平成26年2月4日 改正
平成31年3月5日 改正

平成28年6月16日 改正

(趣旨)

第1条 この内規は、成城大学特別研究助成規程第3条第1項第3号に係る連携協定研究（以下「本研究」という。）のうち、日本私立学校振興・共済事業団の補助金交付対象となる大学間連携等による共同研究について、本学と学外の研究機関等がプロジェクトチームを編成し、協定に基づく共同研究を実施するための必要な事項を定める。

(協定先)

第2条 本研究による協定が締結できる組織は以下のとおりとする。

- (1) 国内の大学、研究所等の研究機関
- (2) 国内の官公庁、独立行政法人等の公的機関

(研究組織)

第3条 本研究の研究組織に参加できる者は以下のとおりとする。

- (1) 本学専任教員
 - (2) 協定先に所属する研究従事者
- 2 本学及び協定先の研究組織に参加する者は、研究代表者及び共同研究者とする。
 - 3 研究代表者は、本学及び協定先から各1名選出しなければならない。
 - 4 共同研究者を変更する場合は、協定先と調整のうえ、特別研究助成委員会で審議し決定する。
 - 5 必要に応じて、研究協力者を加えることができる。

(研究代表者)

第4条 研究代表者は、本研究を実施する際の責任者となり、研究組織全体を統括する。

- 2 研究代表者は、協定先との窓口となり、協定書作成のための担当者となる。

(研究期間)

第5条 本研究の研究期間は2年間又は3年間とし、協定書に記載した期間とする。

- 2 研究期間を変更する場合は、協定先と調整のうえ、特別研究助成委員会で審議し決定する。

(応募)

第6条 本研究を希望する場合は、研究を実施する前年度の9月末までに応募書類を、研究機構事務室へ提出しなければならない。

- 2 応募書類の様式は、別に定める。

(審査)

第7条 前条による応募がなされた場合は、特別研究助成委員会において、応募内容について次の審査基準を考慮して審査を行い、採択の可否を決定する。

- (1) 研究目的の明確性
- (2) 研究課題の特色
- (3) 研究計画の具体性と研究経費との整合性
- (4) 研究経費の妥当性
- (5) 研究成果の見通し
- (6) 研究組織間の役割分担の必要性

(協定書)

第8条 承認を受けた本研究を実施する場合は、事前に協定書を作成し、組織間で締結しなければならない。

- 2 協定書に定める事項は、以下のとおりとする。

- (1) 研究課題
- (2) 研究目的、内容及び実施計画
- (3) 研究期間

- (4) 協定先
- (5) 研究組織及び研究代表者
- (6) 研究実施場所及び使用設備
- (7) 研究経費
- (8) 経費分担方法
- (9) 研究報告等
- (10) 研究成果の取扱いと公表方法
- (11) 知的財産の取扱い
- (12) 事務担当部署
- (13) その他必要な事項
(研究報告等)

第9条 本研究が完了した場合は、研究代表者は連名で、所定の期日までに、研究実施報告書を学長へ提出しなければならない。経過年度においては、各年度末に研究経過報告書を提出しなければならない。

2 前項の各様式は、別に定める。

(研究成果)

第10条 研究代表者は、本研究終了後1年以内に、研究成果を紀要等へ公表しなければならない。

2 前項の公表に際しては、本研究による成果であることを明記しなければならない。

3 前2項により公表した刊行物又は、その抜き刷り一部を学長に提出しなければならない。

(重複応募の制限)

第11条 本研究の実施期間中、当該研究に参加する本学専任教員は、他の特別研究助成の研究課題には応募できない。

(規則の改廃)

第12条 この内規の改廃は、研究戦略委員会で審議し、学長がこれを決定する。

(事務)

第13条 この内規の事務については、研究機構事務室が担当する。

附 則

本内規は、平成24年7月24日より施行する。

附 則

本内規は、平成26年4月1日より施行する。

附 則

本内規は、平成28年6月16日より施行する。

附 則

本内規は、平成31年4月1日より施行する。